

6つの発生段階に対応した7分野の主な対策の概要

新型インフルエンザ等の発生段階		①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
		新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴について保健所の調査により確認できる状態	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴について保健所の調査により確認できなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
分野	発生段階ごと対策の考え方	・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認	・国内・県内発生をできる限り遅らせる ・国内・県内発生に向けての体制整備	・県内発生に向けての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策実施 ・感染拡大防止に向けた体制整備	・感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 ・必要なライフライン等の事業活動の継続	・第2波に備えた第1波の評価 ・医療体制・社会経済活動の回復
	主な対策						
①実施体制	①「伊那市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催する。	・伊那市新型インフルエンザ等行動計画に係る体制整備及び国・県等との連携強化	・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合、速やかに対策連絡会議の開催				・市対策本部の縮小・廃止
	②「伊那市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。		・政府対策本部、県対策本部が設置され、市長が必要と認めた場合に市対策本部を設置				
	③「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時（政府が宣言）の対策		・市対策本部を設置				
②サーベイランス・情報収集	・サーベイランス（感染症の発生状況の監視）により様々な情報を系統的に収集・分析し、その結果を効果的な対策の判断につなげる。	・県が実施する季節性インフルエンザを把握する通常のサーベイランスへの協力	・県が実施する県内発生に備えたサーベイランスへの協力	・県が実施するサーベイランスへの協力 ①患者の全数把握 ②患者の臨床情報把握	・県が実施するサーベイランスへの協力 ①入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況把握 ②集団発生の把握（患者の増加に伴い、全数把握を中止）	・県が実施する集団発生の状況把握への協力	
	③情報提供・共有	①多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。 ②住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健福祉部に設置する。	・情報発信・情報共有方法の検討	・海外での発生状況を情報提供、注意喚起 ・相談窓口の設置	・国内での発生状況を情報提供、注意喚起 ・相談窓口の充実・強化	・市民への情報発信の強化 ・相談窓口の継続	①市民への情報発信の継続 ②情報提供のあり方の見直し ・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ
④予防・まん延防止	①マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の周知を行う。	・平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発	・市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨				
	②「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策		・県と連携し、市民に対する不要不急の外出自粛等の要請、学校、保育所、興行場等の施設の使用制限、催物開催停止の要請等を実施				
⑤予防接種	①特定接種（厚生労働大臣の登録を受けた事業者や新型インフルエンザ等対策に携わる公務員にワクチン接種を実施する。）	・特定接種の対象となる事業者の登録手続きに協力	・特定接種の準備及び実施	・特定接種の実施			
	②住民接種（市は、原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種を実施する。）	・具体的な実施方法について準備	・住民接種の準備	・住民接種の準備及び実施	・住民接種の実施	・住民接種の実施（第2波に備えた住民への予防接種の継続）	
		市は、県等と連携して医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組への協力					
		県が実施する行動計画					
⑥医療	県が実施する対策						
	①各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し相談、情報提供を実施する。	①二次医療圏ごとの医療体制の整備 ②医療機関ごとの診療継続計画の作成支援 ③医療機関等の参加による訓練や研修の実施	・「帰国者・接触者相談センター」の設置	・相談等の継続			
	②「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内発生患者の濃厚接触者等の診療を行う。		・「帰国者・接触者外来」の設置	・医療提供の継続			
	③医療体制の切り替え 県内発生早期までは、感染症法に基づいて患者等を感染症指定医療機関等への入院措置を実施するが、患者数が大幅に増え、県内感染期となった場合には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。		・県内発生に備えた医療体制整備	①感染症指定医療機関等への入院措置の実施 ②診断・治療に資する情報等の医療機関への提供	①患者数の大幅増加に応じて、原則全ての一般医療機関における診療の開始 ②ファックスによる処方せん送付	・通常の医療体制への移行	
	④ 県民の45%相当量を目標に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、必要に応じて、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を提供する。	・抗インフルエンザ薬の備蓄		・抗インフルエンザ薬の適正な流通指導	・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用	・抗インフルエンザ薬の備蓄	
⑤「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策			①臨時の医療施設の設置 ②臨時医療施設設置の際は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間等を示して医療を行うよう要請				
⑦市民生活・市民経済の安定の確保	①市民生活・経済への影響を最小限とするため、市、県、医療機関、指定地方公共機関等において、それぞれの役割を実施する。	・県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者の把握	①指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備 ②職場における感染予防策の準備 ③遺体の火葬・安置できる施設等の確保の準備	①消費者への適切な行動の呼びかけ ②事業者に対して買占め、売り惜しみが生じないように要請		・消費者への適切な行動の呼びかけ	
	②「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策			・緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等	①物資の売渡し、緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等 ②要援護者への生活支援 ③埋葬・火葬の稼働と施設の確保		